

# 土木・建築工事監督要綱

## (目的)

第1条 この監督要綱は新発田市が発注する土木・港湾・農業土木・林業土木工事（以下土木工事という）・建築・電気設備・機械設備工事（以下建築工事という。）における監督実務を適正かつ効率的に行うため、建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）及び契約規則に定めるもののほか必要な事項を定める。

## (監督業務の分類)

第2条 監督業務は監督総括業務及び監督一般業務に分類するものとし業務の内容は次の各号に示すとおりとする。

### (1) 監督総括業務

- (イ) 約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち主務課長が必要と認め委任したものの処理
- (ロ) 約款第2条に基づく関連する2以上の工事の監督を行う場合における工程の調整で必要なものの処理
- (ハ) 施工状況の確認及び請負者に対する指示、承諾、協議のうち重要なものの処理
- (ニ) 当該工事に係わる損害、災害、苦情等の調査、協議及び報告等の処理
- (ホ) 工事関係者への措置請求
- (ヘ) 監督一般業務の担当者の指揮及び所要事項についての報告

### (2) 監督一般業務

- (イ) 工事内容の変更、一時中止または打切りの必要を認めた場合の処理
- (ロ) 契約図書に基づく工事実施のための詳細図の作成、交付及び請負者が作成した図面の承諾
- (ハ) 契約図書に基づく工程の管理、立会い及び工事材料の試験又は検査の実施
- (ニ) 契約の履行について請負者に対する必要な指示、承諾、協議又は請負者からの報告書類の処理
- (ホ) 監督総括業務担当者への報告

## (監督員の区分及び業務等)

第3条 監督員は総括監督員及び主任監督員とする。

- 2 総括監督員は原則として当該工事を所掌する課長が、指定する課長補佐級等が前条第1項第1号の監督総括業務を、また主任監督員は当該工事を所掌する担当者が同第2号の監督一般業務を担うものとする。但し、総括監督員を置かない場合は、主任監督員が監督総括業務及び監督一般業務を併せて行うものとする。

参考

(約款等・条項等)

約款第9条第2項  
(監督員)

約款第12条  
(工事関係者に関する処置請求)

約款第13条  
(工事材料の品質及び検査等)

3 委任請負工事の監督は、主任監督員を置くものとする。但し、技術的条件を  
勘案し、課長等が必要と認めるときは総括監督員及び主任監督員を置くこと  
ができる。

(監督員の任命等)

第4条 監督員の任命は課長等が、請負契約ごとに行うものとする。

2 課長等は、工事の特殊性、技術的及び労務的条件等を勘案し、前条第2  
項の規定にかかわらず、所属以外の職員及び市の職員以外の者を監督員と  
して任命することができる。

3 前項において監督業務を委託する場合は、前2項に示す事項は、当該委託  
契約に基づき措置されるものとする。

(請負者への通知)

第5条 前条第1項の規定に基づき監督員が定められた場合、課長等は約款  
第9条第1項に基づき請負者に通知するものとする。監督員を変更した  
ときも同様とする。

(監督の技術的基準)

第6条 監督員が監督を行うにあたって必要とする技術的な基準は別に定めると  
ころによる。

(検査時の対応)

第7条 監督員は約款第31条に基づく検査については立会し、工事の進捗状況  
及び請負者に行った指示、承諾、協議等の経過について検査職員に報告するも  
のとする。

付 則 この要綱は平成18年 8月 1日から適用する。

契約規則

第52条

土木建築工事

監督技術基準

約款31条

(検査及び引渡し)